

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

長崎県中小企業向け制度資金の見直しについて

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長崎県では、中小企業者の経営の安定、生産の合理化並びに技術開発等に必要な資金の融通を円滑にし、もって県内中小企業の振興を図るため、予算の定めるところにより長崎県中小企業対策資金の貸し付けを実施しております。

今般、同制度資金について、中小企業のニーズに応じた利用しやすい簡素な制度となるよう、制度資金全体をシンプルでわかりやすい体系へ別添のとおり見直しを行い、平成22年4月1から実施することとなった旨、記者発表されましたのでお知らせ申し上げます。

なお、貸付利率や信用保証料、償還期間などの基本的な融資条件については従来と同様となっております。

追って、同制度資金の内容等につきましては、長崎県産業労働部商工振興課金融班（095－895－2651）へお問い合わせ願いますことを申し添えます。